

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、国境を越えて拡大し、同国を中心に多数の患者や死者が生じており、国際的な脅威となっている。

国において、国内への新型コロナウイルスの侵入を防ぐため、水際対策の強化を図ってきたところであるが、各地で無症状病原体保有者の発生による「市中感染」も報告されるなど、事態の収束が見えず、状況は次の段階に入ってきている。

よって、国においては、国民の安全・安心を確保するとともに、不安解消や感染の拡大防止と適切な診察を受けられるよう地方公共団体と連携し、次の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査（PCR法）体制の更なる強化・拡充を早急に図ること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
また、国の責任において、医療従事者に対し、新型コロナウイルスへの対応等に関する研修を実施するとともに、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することがないように、必要量の確保に努めること。
- 3 冷静に行動できるよう、国民、地方公共団体に対し、感染予防及び治療体制等について、正しい情報を迅速に提供すること。
- 4 感染拡大や風評被害による地域経済、特に中小企業への経済的影響を的確に把握し、国の責任のもと緊急の資金融資・補償等必要な対策を講ずること。
- 5 地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策に対し、全面的な財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月6日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様
経済産業大臣	梶山弘志様
内閣官房長官	菅義偉様